　　　千葉市基準該当通所支援事業者の登録等に関する要綱

（改正後全文）

　（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の４第１項第２号に規定する基準該当通所支援の事業を行う者（以下「基準該当通所支援事業者」という。）の登録等について、千葉市児童福祉法施行細則（平成４年千葉市規則第５９号。以下「規則」という。）第１０条の９第５項の規定により必要な事項を定めるものとする。

　（登録に関する一般原則）

第２条　本市の障害児通所給付費を支給する旨の決定を受けた保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）に係る障害児（法第２１条の５の１３の規定により、満１８歳に達した後においても放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた通所者を含む。）に対し、基準該当通所支援を提供しようとする者は、あらかじめこの要綱に基づく市長の登録を受けなければならない。

２　前項の登録は、基準該当通所支援事業者の申請により、基準該当通所支援の種類及び基準該当通所支援の事業を行う事業所（以下「基準該当通所支援事業所」という。）ごとに行う。

３　第１項の登録を申請する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなくてはならない。ただし、登録を申請する基準該当通所支援事業所の所在地が市内である場合に限る。

（１）法人　当該法人の役員又はその基準該当通所支援事業所を管理する者（以下「管理者」という。）その他児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号。以下「政令」という。）第２５条の９で定める使用人（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）に該当する者がないこと。

（２）（１）以外の者　管理者その他政令第２５条の９で定める使用人のうちに暴力団員に該当する者がないこと。

４　市長が登録する基準該当通所支援事業所は、次の各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなくてはならない。

（１）市内　千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第７４号）に規定する基準該当通所支援に関する基準

（２）市外　法第２１条の５の４第１項第２号の規定により都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（法第５９条の４第１項で規定する児童相談所設置市をいう。）の条例（所在地に適用されるものに限る。）で定める基準該当通所支援に関する基準

５　市長は、第２項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは第１項の登録をしないことができる。

（１）申請者が法第２１条の５の１５第１項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定を受けることができると認められるとき。

（２）申請者が第３項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を満たしていないとき。

（３）当該申請に係る基準該当通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、前項各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準のうち、人員に関する基準を満たしていないとき。

（４）申請者が、前項各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準のうち、設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当通所支援の事業を継続して運営することができないと認められるとき。

（５）申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（６）申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令第２５条の７第１項で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（７）申請者が、労働に関する法律の規定であって政令第２５条の８で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（８）申請者が、第９条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成５年法律第８８号)第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該登録を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。)であるとき。

（９）申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号。以下「省令」という。）第１８条の３２第１項で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第１８条の３２第２項で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第１８条の３２第３項で定めるもののうち、当該申請者と省令第１８条の３２第４項で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第９条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。

（10）申請者が、第９条の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（11）申請者が、第８条の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第９条の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として省令第１８条の３３で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第７条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（12）第１０号に規定する期間内に第７条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（13）申請者が、登録の申請前５年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（14）申請者が、法人で、その役員等のうちに第５号から第８号まで又は第１０号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

（15）申請者が、法人でない者で、その管理者が第５号から第８号まで又は第１０号から第１３号までのいずれかに該当する者であるとき。

（16）その他市長が必要と認めるとき。

　（登録の申請等）

第３条　基準該当通所支援事業者の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した基準該当通所支援事業者登録（更新）申請書（様式第１号）を、市長に提出しなければならない。

（１）事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

（２）申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

（３）当該申請に係る事業の開始の予定年月日

（４）その他登録に関し必要と認める事項

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

（１）事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

（２）利用者の推定数

（３）事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

（４）運営規程

（５）障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

（６）当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

（７）当該申請に係る事業に係る資産の状況

（８）その他登録に関し必要と認める事項

３　市長は、第１項の申請があった場合において、基準該当通所支援事業者の登録をしたときは、基準該当通所支援事業者登録（更新）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

４　市長は、第１項の申請があった場合において、基準該当通所支援事業者の登録をしなかったときは、基準該当通所支援事業者不登録（更新）通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

５　第３項の規定により登録を受けた基準該当通所支援事業者は、その旨を当該登録に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

　（特例障害児通所給付費の代理受領）

第４条　基準該当通所支援事業者が、規則第１０条の９第４項の規定により、通所給付決定保護者に代わり特例障害児通所給付費の支払を受けるためには、あらかじめ市長と千葉市基準該当通所支援事業者との特例障害児通所給付費の代理受領に関する覚書（様式第４号）を取り交わさなくてはならない。

２　前項の規定による支払があったときは、通所給付決定保護者に対し特例障害児通所給付費の支給があったものとみなす。

３　第１項の規定による支払があったときは、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る特例障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

　（特例障害児通所給付費の請求等）

第５条　基準該当通所支援事業者は、障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成１８年厚生労働省令第１７９号）の例により、特例障害児通所給付費の請求を行うものとする。

２　市長は、前項の請求があったときは、第２条第４項各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準に照らして審査の上、支払うものとする。

３　基準該当通所支援事業者が提供した基準該当通所支援について、規則第１０条の９第４項の規定により、当該基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者に代わり特例障害児通所給付費の支払を受ける場合において、基準該当通所支援事業者は当該通所給付決定保護者から通所利用者負担額（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号）第２条第５号に規定する通所利用者負担額をいう。）の支払を受けるものとする。

　（登録の更新）

第６条　第３条第３項の基準該当通所支援事業者の登録は、６年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

２　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

３　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

４　第２条第２項から第５項まで並びに第３条の規定は、登録の更新について準用する。この場合において、第２条第２項中「前項」とあるのは「第６条第１項」と、同条第３項中「第１項」とあるのは「第６条第１項」と、同条第５項中「第２項」とあるのは「第６条第１項」と、「第１項」とあるのは「第６条第１項」と、第３条第１項第３号中「予定年月日」とあるのは「年月日」と、同条第２項「添付しなければならない。」とあるのは「添付しなければならない。ただし、これらの事項について、既に市長に提出又は届け出た内容と変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。」と読み替えて準用するものとする。

　（変更の届出等）

第７条　基準該当通所支援事業者は、第３条第１項第１号及び第２号並びに同条第２項第１号、第３号、第４号及び第８号に掲げる事項に変更があったときは、１０日以内に、その旨を変更届出書（様式第５号）により市長に届け出なければならない。

２　基準該当通所支援事業者は、休止した当該基準該当通所支援の事業を再開したときは、１０日以内に、その旨を廃止・休止・再開届出書（様式第６号）により市長に届け出なければならない。

３　基準該当通所支援事業者は、当該基準該当通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を廃止・休止・再開届出書（様式第６号）により市長に届け出なければならない。

　（報告等）

第８条　市長は、必要があると認めるときは、基準該当通所支援事業者若しくは基準該当通所支援事業者であった者若しくは当該登録に係る基準該当通所支援事業所の従業者であった者（以下この項において「基準該当通所支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、基準該当通所支援事業者若しくは当該登録に係る基準該当通所支援事業所の従業者若しくは基準該当通所支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該基準該当通所支援事業者の当該登録に係る基準該当通所支援事業所、事務所その他当該基準該当通所支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

　（登録の取消し等）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該基準該当通所支援事業者に係る第３条第３項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止する（以下「登録の取消し等」という。）ことができる。

（１）基準該当通所支援事業者が、第２条第５項第５号、第６号、第７号、第１４号又は第１５号のいずれかに該当するに至ったとき。

（２）基準該当通所支援事業者が、法第２１条の５の１７第３項中「指定障害児事業者等」を「基準該当通所支援事業者」に読み替えて準用する規定に違反したと認められるとき。

（３）基準該当通所支援事業者が、第２条第３項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすことができなくなったとき。

（４）基準該当通所支援事業者が、当該登録に係る基準該当通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第２条第４項各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準該当通所支援事業者が満たすべき基準を満たすことができなくなったとき。

（５）基準該当通所支援事業者が、第２条第４項各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準該当通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当通所支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

（６）特例障害児通所給付費の請求に関し不正があったとき。

（７）基準該当通所支援事業者が、第８条第１項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

（８）基準該当通所支援事業者又は当該登録に係る基準該当通所支援事業所の従業者が、第８条第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る基準該当通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

（９）基準該当通所支援事業者が、不正の手段により第３条第３項の登録を受けたとき。

（10）前各号に掲げる場合のほか、基準該当通所支援事業者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令第２５条の１２で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

（11）前各号に掲げる場合のほか、基準該当通所支援事業者が、基準該当通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（12）基準該当通所支援事業者が法人である場合において、その役員等のうちに登録の取消し又は登録の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に指定通所支援又は基準該当通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

（13）基準該当通所支援事業者が法人でない場合において、その管理者が登録の取消し又は登録の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前５年以内に指定通所支援又は基準該当通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

２　市長は、前項の規定により、基準該当通所支援事業者に係る第３条第３項の登録の取消し等を行ったときは、基準該当通所支援事業者登録取消（効力停止）通知書（様式第７号）により、当該事業者に通知するものとする。

　（関係機関への情報提供）

第１０条　市長は、第３条第３項に規定する登録、第６条第１項に規定する登録の更新、第７条に規定する届出の受理及び第９条に規定する登録の取消し等（以下この条において「登録等」という。）をしたときは、関係機関に対して、当該登録等に係る基準該当通所支援事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を提供するものとする。

（１）申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所

（２）事業所の名称及び所在地

（３）登録等の年月日

（４）事業開始年月日

（５）運営規程

（６）事業所番号

（７）その他市長が必要と認める事項

　（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、基準該当通所支援事業者の登録等に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定又はこれらの者に対して行われた申請若しくは届出で、この要綱施行の際現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

　　　附　則

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

様式第１号

（表）



（裏）



様式第２号



様式第３号



様式第４号



様式第５号



様式第６号



様式第７号

